

公

告

県営穴牛・村松・谷地地区土地改良事業計画（農業用道路）の一部を変更したいので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により、下記事項を記載した書類とともにこの旨を公告する。

なお、受益地内にある農用地の所有者で、その農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まない者、又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地又は土地についてこの県営土地改良事業に参加しようとする者は、同法第 3 条の規定により、令和 8 年 2 月 3 日までに二戸市農業委員会に申し出られたい。

令和 8 年 1 月 23 日

岩手県知事 達 増 拓 也



記

- 1 変更予定の土地改良事業計画の概要
- 2 事業費の負担区分の予定